

平成15年第17回教育委員会記録

平成15年11月12日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年11月12日(水) 午後2時00分～午後3時38分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広
学校運営課長 佐野 宗 昭 学務課長 井口 順 司
施設課長 ・ 田 順 之 指導室長 松岡 敬 明
中央図書館長 倉田 征 壽
社会教育 武 笠 茂 中央図書館長 杉田 治
スポーツ課長
済美教育 伴 健 利
研究所長

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 野澤 雅 己

傍聴者数 8 名

会議に付した事件

(議案)

議案第56号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

(陳情)

15陳情第1号 「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情

(報告事項)

- (1) 教育改革アクションプラン(素案)
- (2) 済美教育研究所の今後の運営について
- (3) 入学式、卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目次

委員会記録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第56号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 3

陳情審査

15陳情第1号 「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情・・・・ 3

報告事項

- (1) 教育改革アクションプラン（素案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 済美教育研究所の今後の運営について・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 入学式、卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について・・・・ 25
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・・・ 26

委員長 ただいまから第 17 回教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内したように、議案が 1 件、陳情審査が 1 件、報告事項が 4 件となっております。

本日の報告事項の中に、済美教育研究所の案件がありますので、伴所長に出席していただいております。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入らせていただきます。最初に日程第 1、議案第 56 号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を上程し、審議をさせていただきます。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 議案第 56 号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正理由ですが、区立図書館の年末の開館日及び開館時間を改めるため、改正を行います。

改正の概要ですが、区立図書館の年末の開館日を、これまでの 12 月 27 日から 12 月 30 日までに改めるということです。年末開館日の改正に併せて 12 月 29 日と 12 月 30 日の開館時間を午前 9 時から午後 5 時までと規定するために行うものです。施行日ですが、12 月 1 日からということです。以上です。

委員長 ただいまのご説明に対してのご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 これは 12 月 29、30 日が土、日にぶつかってもこのとおりに開くということですか。

中央図書館次長 そのとおりです。

委員長 ほかがご質問はありませんか。なければ議案第 56 号につきましては、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ございませんので、議案第 56 号は原案どおり可決させていただきます。

次に、日程第 2、15 陳情第 1 号「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情を上程し、審議させていただきます。

陳情の趣旨については、お手元の陳情書に書いてあるとおりですが、庶務課長から補足してご説明をお願いします。

庶務課長 私から陳情審査にあたり、お手元に配付している参考資料に基づき、義務教育国庫負担法に関する最近の状況について簡単に補足説明させていただきます。ご案内のとおり昨年度、義務教育国庫負担金については、退職手当、あるいは共済費長期給付の負担金という 5,000 億の国庫負担の廃止という考え方が出されておりました。これについての結果ですが、お手元に配付した資料の裏面をご覧くださいと、新聞記事の下のほうなのですが、国庫負担法の一部が改正され、

共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費が国庫負担の対象外となっております。

資料の表に戻っていただき、平成 16 年度に向けての国の動向ですが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針の 2003（抜粋）」というものを付けております。いわゆる骨太の方針という部分の第 3 段ということで、6 月に政府決定されたものです。

その中で、16 年度に向けての国庫負担金、合理化方針等が示されております。それにつきましては、特に具体的なものについての記述はなく、考え方が示されたということです。まず 1 つ目は、国庫補助金の廃止、縮減です。国庫補助金については原則として廃止、縮減を図っていくという大きな方針が出されております。

それを受け、具体的な部分ですが、国庫補助、負担金を通じた廃止、縮減等の方向ということで 1～3 が出ています。その中で、地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金、即ち設備整備費を始めとする地方公共団体の計上の事務事業に係る国庫補助負担金については原則として一般財源化を図る。また、人件費補助にかかる補助金、交付金については、当該職員設置に係る実施規定を見直すとともに特定地域に対する特別なものを除き、一般財源化を図るという方針が設備され、16 年度に向けても今年の動きが出てきたということです。

最初の資料に戻りますが、この骨太の方針の中で義務教育関係に触れている部分について抜粋をさせていただきました。(3)「義務教育改革等」というところで、まず①「義務教育改革」として、これから学力の向上を目指すということが説明されております。「この一環として、教員の一律処遇からやる気と能力に応じて処遇するシステムへの転換を進める」ということが出されています。

②「教育と雇用の連携等」ということで、「体験・参加型の起業家教育を強化する」ということも出ております。

③「税源委譲を含む税源配分の見直し」については、3 行目になりますが、「税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ 8 割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて「18 年度までに必要な税制上の措置を判断」する。」さらに、「15 年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。」ということが出ております。

次に、もう一度裏面に戻っていただき、そういった考え方、動きの中で、現在具体的に私どもがつかんだのは、新聞記事の情報しかなくて大変恐縮なのですが、その中の 3 段目の③というところに、公立小中学校の教職員給与を国が負担する「義務教育国庫負担金」の中の、退職手当や

児童手当など（約 2,300 億）については 16 年度削減対象にするということです。

4 段目以降になるのですが、これからの考え方ということで、16 年度総額 4 兆円の補助金削減という方向の中で、最大の焦点となっているのが、義務教育費国庫負担金ということで、03 年度ベースで 2 兆 8,000 億について考え方が示されています。

いちばん最後になりますが、交付金に切り替えることを文科省に要請ということで、財務省の考え方が出てきています。ただ、新聞記事にはこうしか書いてありませんが、財務省が示したのは、定額制度による切り替えが出されてきています。もう 1 つ、文部科学省側の考えですが、給与水準、職員の配置での国の基準を残すということをし、自治体の裁量をしていくということで、「総額裁量制」という考え方が示され、これから調整がされていくということを知っています。私からは以上です。よろしくご審議いただければと存じます。

委員長 ではご質問、ご意見をお願いします。

よろしいでしょうか。例年同じような形で提出されて、昨年も同じ内容で審議しております。昨年は趣旨採択という形で結果を出しておりますので、本年も同じ内容の陳情ですから、昨年と同様、趣旨採択ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がないようですので、15 陳情第 1 号「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情は、趣旨採択にさせていただきます。

では次に日程第 3、報告事項に入ります。初めに、「教育改革アクションプラン（素案）」、「済美教育研究所の今後の運営について」の 2 件、庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 最初に「教育改革アクションプラン（素案）」についてですが、ご案内のとおり 14 年度から 16 年度までの 3 カ年の年度別計画として、平成 14 年に策定したものを今年度改定ということで素案を作成し報告させていただきます。お手元に 1 枚の資料（素案）について、計画対象外事業の一覧、新旧対照表、素案の 4 点をお配りしてありますので、それを使って説明させていただきます。

まず（素案）についてですが、1 「新計画の期間」は 16 年度から 18 年度までの 3 年間です。

2 「計画事業」は、「アクションプラン新規・拡充・統合・計画対象外事業一覧」という資料を付けてあります。ここに記載の新規事業は No. 5～7 が学力に関するもの、No. 13 が安全教育、以下記載のものを含めまして、11 の事業について掲げております。

拡充事業については、フレッシュ補助教員ほか、新任教諭研修の受け入れなどということで 9 事業ということです。

裏面にいきまして、統合事業について、就学相談関係等 4 事業ということです。これまでの事

業については、後ほど教育アクションプランの新規・拡充・廃止のところでまた説明させていただきます。

計画対象外事業としては6事業です。まず、「短期滞在型学習の導入」については、健康学園の施設活用策の1つとしての計画であったというようなこともあり、現在特区提案も含め様々な案を考えているということで、特定の事業のみの計画化ということは妥当ではないという趣旨から、計画対象外とさせていただきます。

「教育施設パソコン室の地域開放」ですが、学校のパソコン室の一般開放については、この間の利用実績、区民へのパソコンの普及度を踏まえ、所管で事業を推進するという事で計画対象から外しています。

「地域スポーツ伝言板の設置」ですが、区報での情報提供、あるいはこれから検討される地域ポータルサイトといった情報化の推進を考えると必要性が薄れているということで計画対象外としました。

「都立高校などとの連携事業」ですが、こういった事業について都立校側の認識も進み、そういった事業が進められているということとを考慮し、計画対象外という中で進めさせていただくということにさせていただきました。

「公園緑地、樹林地、農地での野外活動体験」ですが、これについても所管課での事業が進んでいるということで、社会教育として改めて計画を進める必要性が薄れているということで外しております。

最後に「生涯学習総合ホームページの開設」ですが、これについては、10月20日だったでしょうか、教育委員会のホームページの開設や地域ポータルサイトの検討という状況で当初と異なってきている。この中で対応、あるいは検討するという事で、このように項目で挙げるということとは必要ないということで計画対象外といたしました。

次に、新規・拡充・統合事業の関係ですが、新規・拡充事業等一覧として新旧対照表がありますので、そちらをご覧くださいと思います。No. 1 ①少人数による学習機会の充実というところでは、小学校での実績を踏まえた、フレッシュ補助教育の中学への拡充ということで、アンダーライン部分になりますが記載しております。③「学力向上のための調査、研究」ということで3つの事業があります。「学力調査の実施、調査方法の研究」「学力向上のための指導方法等の研究」「教員の指導力向上のための研修実施」ということで記載しております。

No. 13 新規事業で「安全教育の推進」という項目を新たに追加しました。これは、これまでも取り組んできたのですが、そういったものを改めて計画化し、推進していくという形を取らせていただいております。

3 ページ No. 19 拡大事業。①「いじめ、不登校、虐待への対応の拡大」ということで、スクールカウンセラー事業について、現在小学校に配置している実績を踏まえ、これを拡充するという形で載せております。

次に No. 25 統合事業ということで、「就学相談関係機関との連携充実」ということについては、左に記載の事業を統合し、関係機関と連携するということにさせていただいております。

④の「体力向上に向けた取り組みの推進」ということで整理をしてあります。事業としては No. 29、30 新規事業。「保健・体育授業支援のための調査研究」「体力増進教室の実施」「新しい運動の開発」という 3 つの事業を計画化しております。

No. 32 新規事業。(4)「学校の魅力と独自性が発揮できる仕組み」ですが、「学期等の弾力化」ということで、全ての学校を三学期とする仕組みを改めて、各学校が自らの方針に基づいて学期や休業日を定められる制度改正を踏まえた事業を計画化したものであります。

次に、No. 33 拡充事業ということで「予算執行権限などの拡大」ということですが、これまでの仕組みに加え、特色ある学校づくりの実現に向け、各校独自の教育課程に基づく教育活動が可能となるような予算の仕組みを構築していくという項目を加えています。

次に No. 38 拡充事業。「教員による学校評価、目標管理の実施」ということで、教員の意識改革を追加しています。

4 ページの最後になりますが、No. 45 拡充事業「幼・小連携教育の推進」ということで、小学校施設での幼稚園教育を試行するという考え方を示しています。

5 ページ No. 47 新規事業では、現在特区提案をしている中で研究開発として、小・中一貫教育を進めていくということを踏まえ、小・中の 9 年間を一貫したカリキュラムで編成した教育を試行するという項目を加えています。

No. 54 統合事業の項になりますが、学校サポーター、学生ボランティア、外部指導員について、統合の記載にさせていただき、弾力化のガイドラインの作成等について規定をしております。6 ページに 3 「安全と環境に配慮した学び舎」という項目の中で、(2)「人に優しい学校をつくろう」ということで、②「学校の危機・安全対策の拡充」ということで、危機管理体制の項目を加え整理をしています。

具体的には No. 63 拡充事業、「不審者侵入時の危機管理対策の充実」という事業を加え、併せて No. 64 で「通学路の安全管理」についても拡充するという計画としています。

No. 69 統合事業、社会教育関係団体との連携という部分については、新しくできた仕組み「社会教育事業推進委員会」のもとで協働、連携の推進という形で統合として整理とさせていただいております。

7ページ(2)「杉並の新しい発見とわが町意識を深めるための学習機会の充実」ということで、具体的に進んでいる事業を加え整理をさせていただいております。そのなかで、新規事業のNo.73「郷土発見講座の開催」と、同じく新規事業No.74「新任教諭研修の受け入れ」という事業を興し、それぞれそれらについての考え方を記載するという形で整理をしております。

8ページにNo.84 統合事業で、6「次世代を担う子ども・青少年の成長を願って」については、「ブックスタートの導入」ということで、子ども読書活動推進計画を定めましたので、そこに統合して整理をしたということです。そこで、最後にNo.92 新規事業として「子育て支援セミナー」と、No.94「子ども読書活動の推進」という項目を加えたということです。

以上、いろいろな検討会、審議等を踏まえ整理をさせていただいたものを、お手元に素案という形で作っております。詳しい内容についてはそれぞれのページのところでご覧いただければと思います。

最初に戻っていただき3「今後の日程」ですが、今日教育委員会です承をいただきましたら、13日には関係機関への素案の配布・意見聴取。21日には広報すぎなみ、あるいは区ホームページに記載、図書館等に素案を配布し、区民の方などから意見をいただきます。併せて12月1日に開催予定の文教委員会に報告をする。最終的には2月に教育アクションプランとして決定をしていきます。3月には文教委員会に報告という段取りで考えております。

なお、この計画の体制ですが、現在本文だけということになりますが、具体的には計画策定段階では3年間の年度別事業料等が盛り込まれた計画として策成する予定でおります。

「済美教育研究所の今後の運営について」続けて説明します。済美教育研究所の今後の運営については、記載のとおりアクションプランに基づいた取り組みを進める一方、行財政改革大綱のもとで検討会を作ったの検討、あるいは所管との検討を続けてまいりました。その結果、現在進めていることも含め、今後の運営の方針を固めましたので報告させていただきます。

まず1つ目の「済美教育研究所の位置付け」ですが、「杉並の教育力の向上に向けその役割を一層強化するとともに、区民向けパソコン教室、子育て支援事業、児童生徒を対象とした放課後の学習支援などを実施し、教育に重点を置いた、区民に身近な生涯学習施設と位置付ける」とさせていただいております。

2つ目は、こういった考え方に基づいた「事業運営等の主な変更点」です。まず(1)「名称変更」ということで、「新たな位置付けにふさわしく、事業の内容が区民に分かりやすい名称にする」という考え方をしております。ただし、これについては、施設は寄贈ということになっておりますので、その意思を尊重したものを考えていくということです。

次に(2)「施設設備等の活用」ですが、会議室、和室、教育図書等の区民への貸し出しというこ

とで、地域に開いていくという考え方を示しております。

裏面にいき(3)「運営組織の改編」ということですが、これについては運営審議会と学校関係者で構成していますが、これを廃止して新しい位置付けにふさわしい、区民参画型の運営組織を検討していきたいと考えております。相談体制の再編ですが、これは既に平成15年4月から実施し、新たな相談にも対応できる組織作りをしております。

次に(4)「新規事業の実施、既存事業の充実」の主な内容です。まず「新規事業」ですが、新たな位置付けに添った生涯学習・家庭教育支援事業を実施していきます。併せて地域に開かれたということを基本に、情報発信を積極的に行っていくことから、記載の事業を考えています。「研究発表会の一般公開」「土曜日学校の支援」「放課後学習支援」「児童・生徒、区民向けパソコン教室の実施」「夏休み学習相談室などの実施」「子育て支援講座の実施」、これはアクションプランのほうでも計画化しております。

「既存事業の充実」ですが、①「調査研究事業」の充実ということで、「環境教育、情報教育のほか、学校経営の進め方、子どもの学力向上を重点的な研究対象とし、実践的・先見的な調査研究を行う。」という体制にしていくという考えを示しております。

②「教育相談事業」ですが、先ほど再編のご説明をいたしました。それらを踏まえ、相談機能の充実を図っていくわけですが、子ども発達センターとの役割分担を明確化し、連携を進めていくという考え方を示しております。併せて相談成果を内部に留めることなく、継続的に外部に発信していくということです。既に井草地域区民センターで取り組み、北側地域で出張教育相談を行っています。あるいは「なんでも電話相談」これはこれから検討ということですが、そういったシステムを構築していくという考え方です。

③「教育情報事業」ですが、基礎的なものからインターネットを活用した授業の進め方に移していきます。それから、指導室等と連携をし、教員研修における役割を高めていく。教育図書館の充実に対しては、教材など学校現場の実践資料を収集し、随時閲覧していくという事を掲げています。

3「実施時期等」ですが、既に実施している事業を含め、こういった方向で事業を進めていくということも併せ、条例改正等必要な規程整備については15年度中に行っていきたいということです。以上です。

委員長 では、最初に教育改革アクションプラン（素案）について、ご質疑をお願いします。

大蔵委員 私もいままでいろいろな意見を申し上げ、だいぶ取り入れていただきまして、大部分については満足です。

形式的なことですが、この素案の3ページの最初のところの「子どもたち一人ひとり」は、後

ろの「ひとり」が平仮名で書いてあります。「1 活力あふれる学校づくり」の「一人一人」は、後ろが漢字になっています。最近後ろは平仮名で書くのが流行っているようですから、やはりこういうものは統一したほうが良いと思います。7ページのいちばん上のところは「一人ひとり」となっている。8ページの「発達に応じた学習機会の提供」のところでは、「一人一人」と漢字になっている。だから、後ろを平仮名に統一したほうが良いと思います。

次は、9ページの「学期等の弾力化」ですが、いちばん下に「全ての学校を三学期とする仕組みを改め、各学校が自らの方針に基づいて学期や休業日を定めるようにします」とあります。三学期とする仕組みを改めるのではなく、再検討をして三学期のままでも良いわけです。これを読むと、絶対に学期を変えなくては行けない印象を受けます。ですから、「全ての学校を三学期とする仕組みを再検討し、各学校が自らの方針に基づいて学期や休業日を定められるようにする」というべきだと思います。

この会議と直接には関係ありませんが、今日の午前中に小学校PTAの方々とお目にかかりお話をしました。そのときに、多くの学校の父母は非常に戸惑いがあり、校長先生と話をした結果、当面はいまのまま三学期制が良いのではないかと。来年ぐらいに考え直していけばいいのではないかと。そのときに指導室から配られた書類というのを、私今日初めて見ました。それによると、他の学期についても書いてありますが、割合と二学期制が強調されています。そして、これは校長先生の段階でPTAに配った所、PTAの幹部だけに配った所と違いがありました。今日10人の方にお目にかかりましたが、それぞれ違いました。いちばん広いところは、一般の保護者まで配っているというのがありましたが、保護者がこれを見て「これに書いてあることなら二学期制が良いのではないの」と。しかし、これは二学期制のメリットが非常に強調されています。実は土曜日が休みになった時間をやりくりするために、二学期制が良いように促進をしているようであると。しかし、お母様方が読むとこれは二学期制が良いように読めると。だから、あまり客観的ではないのではないかと。お母様方の意見がありました。

私はこれについて、前にも慎重にやっていただくようお願いをしました。現在、三学期制であり、早くどうにかしなければ三学期制はよくないという状態ではないと思います。校長に任せると言いますが、校長が変わる度に、前の校長は二学期制にしたけれども、次の校長は三学期制が良いから換えるとか。それ以外の先生方の異動になると勝手に変えられるのか。一遍二学期制にしてみたけれども、うまくいかないからまた三学期制に戻すと。そういうことはしょっちゅうすべきではないと思います。

もう1つは、杉並区内で転校したときに二学期制であれ、三学期制であれ、子どもに戸惑いがないように移行するのでなければ、杉並区内で二学期制の学校から三学期制の学校へ転校したら

いろいろなことが変わってきて、不都合があるということではいけないと思います。

そういう意味では急がずに時間をかけて、P T Aの方々、学校の校長、教員とも十分話し合い、できることなら校長同士、教員同士で話し合っただけ決めていくのがいいと思います。私は、指導室で二学期制を強調するような書類をお出しになったことには、甚だ遺憾だと思っております。それがこの9に関連することです。

11 ページのいちばん下の「学校希望制度の実施」について、これは用語の問題ですが、2行目に「各学校が切磋琢磨しあいながら」とありますが、「切磋琢磨」というのは、体をすり合わせて磨き合うことです。だから、切磋琢磨を更にしあうことはない。「切磋琢磨しながら」というのが、日本語の用語として正しいです。以上ですね。ほかの細かいことについてはお話ししたので、これで結構です。

言うならば、課長からお話があり、年次計画で具体的に取り組むということですが、この教育アクションプランは去年から行っていますが、最近の衆議院選挙のマニフェスト流行りからすれば、アクションプランももう少し具体的であっていいのではないかという印象を持っております。ここに書いてあることはいいのですが、例えばフレッシュ補助教員制度の充実についても、どの程度いつまでにどれだけやるのか。年度計画でやれば出てくるのでしょうか、保護者としては、例えばこれは16年度から18年度ですけれども、18年度までに全部の所でこういうのが配置されるのだからどうか、そういうことに感心があるだろう。「しかしそれは年次計画です」というのは、ちょっと冷たいのではないかという印象を全体として持っているのですが、既にあるアクションプランの素がありますので、そこまでは書き換えられないかなと思っております。

庶務課長 文書については整理しきれなくて大変申し訳なかったのですが、最初の「一人ひとり」については、ご指摘を踏まえ、整理統合をしていきたいと存じます。

9ページの学期制のところですが、これについてはご案内のとおり、現在教育委員会の規則の中で、学期すべてが定められている仕組みのことを述べこういった記載をしたものですが、ご指摘がありましたのでより区民、あるいは保護者にわかりやすいような工夫ができるか検討していきたいと存じます。

それから、切磋琢磨についてはご指摘を踏まえ、換えていきたいと思っております。

最後のところですが、アクションプランについては検討の中で説明したこともありますが、具体的な目標と併せ、こういったアクションプランを進めることによってどういった学校教育の姿を描いているのかということが大きな課題になっています。今回の見直しの中ではなかなか対応しきれなかったということで、こういった課題があるということは受け止めさせていただきたいと思っております。

委員長 具体的な対応策というのを教えていただきたいのですが。

庶務課長 委員からご指摘のあったとおり、タイミングとして、素案の段階で意見を求めるわけですからということだと思っております。計画段階では財政とも調整しながら作るということで、今回の作業には間に合わないということで、意見を求める段階でそういった部分がないというのは、確かにわかりにくいというのは1つのご指摘ということで受け止めさせていただきます。

委員長 大事な付帯資料だと思います。前にあったのだから、それが今回創設的なものだから、ここには書いていないけれども、具体性というのは必ず持たせませうというのがほしいのではないかな。

庶務課長 先ほど申したように、2月までの計画の中には盛り込むのですが、タイミングも1つの大きなポイントだと思われましたので、よろしくお願ひします。

指導室長 学期制に関わる資料についてのご指摘ですが、現行の制度は既に十分熟知されている前提で、二学期制になった場合にはこういう特徴があるという趣旨で作成したものです。委員がご指摘のとおり二学期制を過重に進めるような理解があるとすれば、各学校にきちんとした説明をするように指導していきたいと思ひます。

大蔵委員 学期制の検討については、いま次長の佐藤さんが庶務課長のときからずっとやっており、この前の審議のときに次長がいらっしゃらなかったのもう一度言ひます。その前の話で佐藤さんもご了承なさったのですが、学期を検討するに当たり、時間的に不足をしていて、いろいろなことを多角的に検討していただきたいということを前から言ひていたのですが、「二学期制まで検討したところでどちらかと言うと時間がなくなってしまった。だから、ほかのところについては十分に検討しておりません。」というお話だったんですよ。それなのに二学期制を強調し、三学期と二学期をどうするかということで話をするのはおかしいのではないかな。もっとたくさんの学期を増やすことについても書いてありますが、しかしそれは本当に付け足しで、二学期制を強調している。それは時間切れで二学期制までしか十分に検討できませんでしたと、いう説明とも食い違っていると思ひます。

指導室長 学期制検討委員会が先般提出したのは第一次答申という形ですので、検討会のほうとしては規則改正をし、仮に来年度二学期制、あるいはクォーター制を実施したいという学校があるというのでも聞いております。最終的には年が明けた来年の3月に、教育課程の届け出があった時点で正式にどの学校はどの形でいくかというのがわかりますが、現段階で数校が二学期制をやると言ひております。またその辺の経緯を踏まえ、検討委員会を引き続いていくという考えでおりますので、第二次という形でほかの学期制等についても検討をし、その結果をお知らせしていきたいと考えております。

事務局次長 いまお話がありましたが、中間の取りまとめということで、学期制についてはこれからはいろいろ検討していきます。ただ、運営規則の中で改正をし、全校一斉の部分については改めて、いわゆる弾力化を図ってやったと。これまでの第一次のまとめの報告のような文書を出したというのは、例えば二学期制になったときにどうなんだろう、というところで疑問がいろいろ出てくる。そういったことの参考として検討の際の資料にさせていただきたいと。いわばあの時点での検討のまとめを中心にし、説明的に作ったということです。実際にお配りして各学校で議論をしていただき、先ほどもお話がありましたが、これからの教育課程の届け出の中でどういう運営をしていくのか。現実には私が聞いているのは、まだ時間が足りないと。学校全体の中で十分な議論もしていないし、どうしようかということでまだ結論を出していないと。あるいは二学期制の方向で検討をし始めている所もある、いわば中途の段階での話ということですので、先ほど指導室長のほうから話がありましたが、私が前に発言したクォーター制の問題についてももう少し議論を重ね、この学期制にはこういうデメリット、メリットがありますよと。あくまでもそれらを選んでいくのはその学校で十分な議論をして決めてほしい。そういうことでこれからもう少し検討をしながら、付け加えていきたいと思っております。

大蔵委員 是非そのようにお願いしたい。学期の終わりに必ず終業式をやり、初めに始業式をやるのかどうかの問題もあり、それから、そこで通知表を出すか出さないかということも、学期を作っているけれども、通知表は出さないということがあるのか、それとも学期末は必ず通知表を出すのか、いろんなバリエーションがあるのですね。それから、先ほど私が一回言ったことですが、できるだけ、これからは校長に主導権を発揮してもらって、学校の特色を作って、できることなら教員異動についても、校長の意見を聞きながらやっていくのがいいということは、皆さん一致していると思うのです。

そのときに校長がPTAや、PTAというのはもともとそんなに学校運営について意見を言う機関ではありませんから、評議員やいろんな人が意見を言う。そのときに校長に指導性があれば、それを説得して、「やはり二学期制のほうがいいです」と言って二学期制にする。ところが、校長先生も大体4年ごとぐらいで変わるわけですから、そうすると、その先生が決めたけれども、その次の年に異動になっていなくなってしまう。その次の先生がまた非常に指導力の強い先生で、「二学期制は駄目なんです。私は前の学校でもやってきましたが、やはり三学期制がいいんです」とか、「四学期制・クォーター制がいいんです」というようなことを非常に強く主張して、周りの人を説得して、また変わるということになると、それは非常な混乱なのです。

だから、そこにいる子どもたちが非常に迷惑を受けますので、そういうことのないように、やはりある程度の校長同士の話し合いや、そういうことも私は要るのだろうと思います。そうでない

と、急に、しかもこれをやることによって、国の補助金が増えるとか、学力が上がるということがはっきり保証されているのとは別です。そんな問題ではありませんから、私はゆっくり慎重にやっていただきたいと思います。重ねてお願いをします。

教育長 いまの大蔵委員の話は校長会で第1次報告の概要で話をしたときに配った資料の話ですか。いくつか資料を見ているのでわかりませんが、文教委員会で報告を受けての通知文の話ですか。そうすると、第1次報告を受けて、二学期制と三学期しか検討してないのだから、そのメリット、デメリットを整理したもので説明したほうがいいですね。

事務局次長 誤解されるといけないのですが、通知はあくまでも学校管理運営規則の改正というのが通知ですので、あの文書以外ほかには何も通知はないというのが原則です。ただ、報告書1次答申の分をやっていますので、そこの主な部分で、「こういうふうに変わりますよ」と。なるべく具体的であったほうがわかりやすいだろうということもあって、その部分を。

教育長 規則改正の通知をする、その付属資料として、第1次報告の概要をまとめたものをお出ししたのではないですか。文教委員会でも配付したものでしょう。

事務局次長 そうです。

教育長 同じものでしょう。

事務局次長 同じものです。

教育長 だから、それは第1次報告の報告文を1枚紙にまとめた、二学期制と三学期制を対比して書いて、今後、ほかの無学期制や四学期制などいろいろありますが、今後検討していきたいという資料ではないですか。違いますか。

指導室長 その資料です。

教育長 その資料は校長の取り扱いも含めて、いろいろありますから、それはどういう筋合いのものかということは、大蔵委員にははっきりわかっていたいただいおいたほうがよろしいと思います。校長に流したのは、あくまで現在の学校管理規則の改正、この教育委員会で審議して、可決された。それをお知らせするのに、その基になった第1次報告の内容を報告の本文ではなくて、整理したものとして、付録的に付けて渡した、それが一人歩きしているのではないですか。いや、ちょっと気になったのですが。

大蔵委員 今日、小学校のPTAの方々10人とお目にかかったところでは、そのうち2人の方がそれを持って来ていました。そして、突然こんなものが来て、1人の方は「これはPTA役員限りにしてください」と言われたそうです。1人の方はそういうことは聞かなかつたけれども、実際には出ていないと。そうしたら、持ってきていないほうの方の1人が、「いや、私の所の学校では、全部にとにかくコピーをして配られていて、お母さん方は「これだと二学期がいいよね」と。二

学期がいいと書いてあると。「指導室」と出ているから、たぶん教育委員会はこれでやるでしょうね」という印象になっていると。

だから、管理規則が変わったとか、そういう受け止め方を普通の人にはしていないと。わざわざ、規則が変わるといふようなことを、どういう経過で流れたかわかりませんが、PTAの人、保護者全部に配られたということは、もうそんな段階を越えて、「学期を変えたいんですよ」という杉並区の意向だ」と、その学校では皆さん受け取っていらっしゃるとそのお母さんは言っていました。

安本委員 どういうものですか。

大藏委員 ご覧になっていないでしょう。私もそこで初めて見たのですから。

安本委員 私は今日メールがあったけれど、前にそれを聞きました。大混乱になって、いろんなPTA同士が話をして、私は見ている見えていないというふうで大混乱になったと。内容云々よりも、校長先生方もどうしてこれを出した方や出さなかった方があるのだろうかという話も出ましたし、どんな書類でしたか。私、ちょっと記憶がありません。

大藏委員 それをお流しになるならば、いつどういうふうに出たのかわかりませんが、本来ならそれを教育委員に今日でもお配りになってもいいのではないですか。そして、たくさん情報があれば、私どもも判断があるのだから。教育委員会も毎月2回ずつ開かれているわけではなくて、区議会があったり、飛んだりいろいろしていますから、だから、それは抜けるかもしれません。しかし、事後であっても、やはりお配りになるべきではないですか。

私もそれをお返ししましたが、ちょっと見ましたら、確かにそれを見ればそういう感じがするなと思いました。今日でもお配りになれば、皆さん、わかってなるほどと。それが管理運営規則を変えるということだけならば、それを校長及び教員に認識してもらうためだということがわかるような形で流さないと、PTAの保護者全部に回ると、それはまた別の効果を生むと思います。いくら、それは上に書いてありますよ、あなた方の誤解ですよと言っても、それは通らないと私は思います。

指導室長 資料は本日お配りするように準備します。先ほど、教育長からございましたが、規則改正をした際に、規則改正の通知は先ほど次長がご説明したとおりです。それだけでは、やはりわかりにくいということで、検討委員会の1次答申を、それは校長会で配付しました。その際は保護者の皆様への説明資料というのは、まだ配付していません。その後、文教委員会で報告した後に、答申だけでは保護者の方にはなかなか説明が学校も大変だろうということで、A4判1枚の「こういうことができるようになります」という資料を作って、各学校に配付したところです。内容につきましては、先ほど申したとおりです。

大藏委員 既に仙台市をはじめ、いろいろな所で二学期制をやって、効果があるという話もありま

す。ですが、ほかの所がやっているからといって、急いで追従する必要は何もないと私は思います。

庶務課長 文書のほうは、後ほど配らせていただくということで、いま大藏委員がおっしゃったとおり、いちばん大事なところは、考え方が先ほどの9ページの下のほうにあります。が、「特色ある学校づくりの推進」、あるいは「説明責任を果たして学校が経営能力を高める」ということですが、いちばんのとどのつまりにあることは、子どもが戸惑わないということで進めるというのが基本です。

大藏委員 教育効果を上げるということですね。

庶務課長 そうですね。そういうことですので、これから実際は規則の中でも説明したとおり、原則があって教育委員会と協力の下進めていくということもありますので、現場での対応も含めて慎重に進めるという形でやっていきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思っています。

委員長 この件はよろしいですか。では、ほかの件に。

宮坂委員 これを拝見しまして、教育改革アクションプランの素案ですが、学力向上、あるいは二学期制もそうですが、安全性の問題について、非常に盛りだくさんに前向きになりました。非常に結構だと思います。これは是非進めていただきたいと思っています。ただ、内容を1つ2つお伺ひしたいのですが、これはどの程度学校に指導力をもってやってくれということが言えるのかどうか。文章の面では大藏委員が最初に言われました件がありますが、それはともかくとして、「てにをは」の件に関して、私も1点だけお聞きしたいのですが、最近、これはミスプリントというよりも「子供」という字の「供」がほとんど全部平仮名になっています。何か特別な理由があるのかどうか。「供」というのはそんな特別難しい漢字ではないと思います。昔は「子供達」の「供」は「供」を書いていましたが、いまは全部平仮名になっています。これは何か理由があるのか、あるいは区でそういう指導をされているのかどうか。これが1点です。これはミスプリントというよりも考え方です。

二学期制につきましては、全部話題に出ましたから省略しますが、私も先月丸亀市に視察に行つてまいりまして、二学期制を行っているというのでいろいろと話を聞きました。やはり、あそこは全部一致して、トップダウン式で上からやらせるということでやっていました。というのは、それぞれの学校の特殊性と申しますか、大藏委員も言われましたように、校長先生が変わったときにまた変われば、混乱が生ずるのではないかということです。その辺も十分検討された上で杉並区では、いい悪いはちょっと置いておきまして、それぞれの学校の意見を尊重して、進めていくというふうに考えられたのかどうか。

それから、習熟度別につきましては伺ひたい。いま習熟度別はかなりアクションプランでも取り

上げていますが、ただ、学校によっていろいろで、「うちは特に習熟度は考えていません」という所があります。それから、習熟度のやり方についてはどうするか。基本的にはやはり「弱者を切り捨てるな」という声がいまでも随分多いのですが、この習熟度の考え方の中には、いままでのやり方ではもったいないのではないかと、できる子はどんどん伸ばしてやらなければならないのではないかと、という考え方が基礎にあると思います。したがって、そういう意味で習熟度別に大賛成ですが、進め方については、「まだ考えていません」という学校もありますので、それについて、どうお考えになるのかですね。やり方についてもほとんどの学校へ聞きますと、仮にA、B、Cのランクをつけても、Aに入るのか、Bに入るのか、子どもたちに決めさせるということですが、これは考えてみれば、自分の能力を自分で決めるというのは大変難しい、大変な問題だと思いません。これだけでいいのかどうか、もちろん、これは学校側が昔のように「おまえはAクラス」「Bクラス」と決めるのはいろいろ問題が出てきて、非常にそれが難しいとお考えになっているのではないかと思います。この辺のバランスをどのように考えて、やはり今までのとおりでいいのか、その前に習熟度別をやり「やらせるんだ」という意識があるのか、一応ここにベースとして理想論として、耳ざわりのいいことだけ並べてあるのか、この辺のことについてお聞きしたいと思います。ほかにもいくつかありますが、とりあえず時間の関係もありますので、この3点をお願いします。

庶務課長 まず記載の関係ですが、「子ども」の「ども」は平仮名ということで、前回お示した子ども読書推進活動、法律の中でも「ども」を使っていますが、わかりやすい記載ということで、ほかにも「こころと体」というところで特に取り上げてやっているところもあります。そういった中で、「子ども」ということで使わせていただいています。

2点目の学期制の問題ですが、前の検討会の報告の中でもご説明したとおり、学期制については特色ある学校づくりを推進という中では、教育委員会が一律に決めるということではない。先進的に、例えば京都市などでそういった取り組みを進めていますので、そういった実績もあるということ踏まえて、学校側の意志を尊重する形での制度ということで、こういったものを決めてきたということです。習熟度別については、指導室長からご説明します。

指導室長 習熟度別指導につきましてご説明します。ご指摘のとおり、習熟度別指導は個に応じた指導ということで、それぞれ理解力が異なる場合に、理解するまでに時間がかかる子がいれば、より早い時間で理解をしてしまう子もいる。ですから、もちろん個に応じた指導というのは、それぞれの子どもたちの理解力に応じた指導をきちんと行うということです。そういう中では習熟度別指導は、非常に効果があると言われていています。ただ、実施している学校におきましてクラス編成につきましては、確かに差別意識というのは芽生えるというような危険をはらんでいますの

で、子どもたちにコースの内容をよく説明した上で子どもが選択をしているというケースもあります。

また、その選択をする際に教師が適切な指導をして、「あなたはこのコースがいちばんいいのではないですか」と言ったり、あるいはスタートしてしばらく経ってから、理解力に応じて、例えばグループをまた再編成するというような試みも行われています。いずれにしましても、冒頭申し上げたように個に応じた指導を徹底する方法としては、かなり効果があるということで、いま各学校それぞれ取り組んでいるところです。

宮坂委員 1点追加ですが、今日の午前中、やはり私も小学校のPTAのお母さん方10人ぐらいの方といろいろ話しまして、そのときに二学期制の導入の試みは、結局いまゆとり教育で3割方時間数が減っていて、学力低下を心配して時間数を増やすという意味合いも実際あって、二学期制については割合肯定的な意見がありました。まあ、半々ぐらいですか、ちょっと慎重にという考えもありますので、土曜日を復活したらどうかという声が結構多いのです。7、8人はそうです。明確に土曜日は子どもたちにゆとりを与える意味で、賛成というのは1人だけでした。

その土曜日はということなのですが、ただ私もちょっと考えなかったのですが、いまはもう世界的に土曜日は休みです。ただ、こういう問題が出たということをごここで取り上げること自体については、できないということについて、法令上できないのか、技術的にできないのか、慣例上できないのか、という問題があります。この3つがありますので、法令上できない場合は、いくら杉並区でやれといっても、国の問題になる場合はどうしようもないですからこれは別です。ただ、そういうときに説明責任として、「これこれ何条で、こういう法律で、いま杉並区ではやっていけない」という説明が必要だと思います。技術的にできないという場合は、その技術を解消できるのかどうかを検討する必要があると思います。慣例上もそれに準ずると思いますが、この辺は、例えば「土曜日やったらどうだ」というような声に対しては、どういうふうにお答えになりますか。ほかにもいっぱいありますが、とりあえず、その1点だけお願いします。

委員長 あまり二学期制とか、三学期制のお話で議論しているわけではなくて、全般的にアクションプランを議論したいのです。二学期制、三学期制というのは、この間いろいろ答申書をいただいて、ここでもう議論してあるのです。だから蒸し返すとちょっと変な格好になりますから、もうちょっとバランスを取って、こちらにどういう意見があるのかというところに今日アクションプランの素案というのを出した意味があるので、その辺をご議論をお願いしたいですね。

先ほどお答えになったようにクォーター制についても、まだ余地があると。その委員会自体はそういうようなことで、まだ今後検討していくというようなお答えもあったし、そこでもまたいろいろな意見というのをやっていただければと思います。

庶務課長 いまの休業日の関係ですが、学校教育法施行規則の中で、規定がありまして、休業日については日曜日を土曜日という規定はされています。

安本委員 ざっと見させていただきました。昨日事件があったことありますが、16 ページの「通学路の安全管理」というところなのです。以前この安全管理の話が出たときに、例えば地震が起きたときにブロック塀が倒れるような所があったら困るから点検したほうがいいとか、そのようなお話があったと思うので、おそらくこれはそのことではないかと思うのです。例えばそれ以外に昨日の事件のようなこともあります。通学路ということに関して何か大きな意味があるのか。前段からずっと読んでいくと、頭に昨日のことがあるせいかもしれませんが、そういうことまで含んでいるのかなというふうにとれるのですが、もともとはそういう感じではなかったと思うのですが、いかがでしょうか。

学務課長 この間の区内での安心、安全ということへの危惧、そういうところも受けまして、単に防災等そういうことではなく、犯罪、交通事故そういったところも含めて、改めていま点検をやっているところです。そういう中で、より安全な通学路になるように常にそういった見直しをしながら安全を確保していくという取り組みをやっていくということで、この中で取り上げたということですね。

安本委員 そうしますと、防災上だけではないということを取ってよろしいわけですね。そうしますと、「常に」というところが付くのですが、何か具体的にお考えのことはありますか。防災は点検に歩けばわかると思いますが、そうでない部分、安全の部分に関して、身の危険のほうの安全に関しては、それはどういうふうに、何か具体的にありますか。

学務課長 これから、もちろんまだ詰めるところがありますが、例えば、いまでも取り組みをしているのがピーポくん 110 番や交通安全のほうでスクールゾーンを設けたり、通学路については、具体的にここが通学路というような設定をする中で、危い所については改善したり、そういった取り組みをする。ともすると、事故が起きたときに改めて見直すということになって、おざなりになる部分もあるわけですが、そういうことでなしに普段からそういった危機意識を忘れずに取り組んでいく、そんなところで考えています。

庶務課長 補足になりますが、通学路の安全管理ということで、いちばんのポイントは児童の安全を確保するというところにあるわけですね。「常に」というのはそういった施設全体の点検、調査というようなことをやって、改善したというのは過去にありました。そういったこともありますが、通学路やまちの状況というのは常に変化していくわけですから、そういったことについて学校も含めて地域の方の力を借りながら、通学路が安全かというようなことも含めて確認をしながら対応を取っていく、ということも含んでいるということですね。1 行しか書いてありませんが、事業

を具体化する時にはそういった視点も含めて考えていくということです。

大蔵委員 これは前回の素案にはなかったですね。私が絶対に入れるべきであると主張して、入れていただいたのです。私は2つ考えていまして、1つは物理的な、歩道を付けるとか、通学時間には自動車の進入を禁止するとか、物理的な安全です。もう1つは、変質者だとか、そういうふうな問題があります。その両面がありますが、細かく書けないのでこういうことになったと思いますが、私は2つのものを考えていました。

委員長 けれども前お話ししましたように、いろいろな防災時の避難路との関係で、いろいろそういう意見があつて。

大蔵委員 重要なことなのですね。

委員長 ええ、いろいろなことがあるのです。物理的に入るのだけれども、コンクリートブロックが10年以上そのまま放置されている。そういうのが、いざという場合倒れますからね。

大蔵委員 下敷になりますからね。

委員長 そういうのも安全管理の中に入ってくると思います。この辺、メンテナンス問題もあつて大変だと思いますが、よろしくお願いします。ほかにありますか。

前回、私のほうから質問しましたネーミングの問題はどうなったのですか。どこら辺で前との見分けとか見直しをつけるかということですが。

庶務課長 1次計画とか、1期計画とかいろいろ検討したのですが、区のほうでは行財政計画の「1次、2次」という仕方をしていまして、実施計画のほうは単純に下の年度でわかるとしていますが、もう少し最終版のところまで考えさせていただきたいと思います。この時点では、こういった記載でやらせていただいたということです。

宮坂委員 学校通路の安全性の問題でいま思いついたのですが、途中塀が倒れたら危険だということもありますが、そういう場所については、建築法上の問題があれば、それは当然直させるのですが、そこまでは言えないような、しかし危いんだという所は、そこを避けるようにするのですか。それとも、やはりお願いして直してもらうのか。よその家ですから、まさか公金で直してやるわけではないですね。

学務課長 確かなかなか難しい側面があろうかと思えます。ただ、ここはやはり危険じゃないかという所は、子どもさんにもお伝えをしておく必要があるかなと思っています。そういう中で、既に学校安全マップという、危険な場所の地図を作っている学校もありますが、どうしても公的な立場として、できる部分とできない部分があるかもしれませんが、状況は知っておく必要があろうかとは思っています。

教育長 一時期、生垣助成を区がやるわけにはいかないというお話でしたが、いまは生垣助成はや

っているのですか。「ブロック塀と対策条例」というのは私も昔作った条例なのですが、やはり万年塀やブロック塀は危いものですから、生垣に切り換えていこうということで、助成をしていた。

委員長 やっていますね。

教育長 そういうことはやっています。それから、難しい話はプライバシーに属することなのですね。この塀は危険だと言うと、私有財産に区が関与することになりますので、それはあからさまにできないのです。ここの兼ね合いが難しく、防災対策上どうしようかというので、意味はわからないけれども、地図の上に危険な所は赤く色を塗っておけという話をしたことがあるのです。それは塀が危ないのか、変なのが出て危ないのか、それはわからない。いずれにしても、区が私有財産にコミットできないという難しい問題が物理的にあるのですね。一方で助成しながら、そういう難しさがあるという中で通学路をどう整理していくかという話です。

安本委員 塀も危険ですが、「7時半から9時半は通行止め」と書いてあるにもかかわらず、通学路に平気で車が入って来でしょう。そちらのほうが先のような気がします。警察に言ったことはあるのです。だけど、昔はこういう「うま」というのですか、出して下さったお宅が地域力であったのです。いまはそういうのがなくて、でもおまわりさんだって、「回っているんだから、置いてください」と言ったのですが、そのときは断われました。車の進入の問題は、非常に危険ですね。

教育長 学校の数ほど警察官も確保できないという難しさもあって。

大蔵委員 そういうのは、ほかの国ではバンプを造っているのです。学校の近くに車はとにかく最徐行しなければ通れないほど、山をたくさん造っているのです。警察は、日本でそれをやると、スピードを出して車が引っくり返って、かえって大きな事故が起こるといけないと。それは全く本末転倒であって、車がスピードを出したら引っくり返るようなバンプをたくさん病院や学校の近くに造るべきなのです。それはもうどこの国でもやっています。

安本委員 バンプが造ればそれはいいかもしれないけど、いちばんお金を掛けない方法として、例えば杉並区の教育委員会として通学道路の安全確保のために警察に、できるだけ7時半から9時半とか、「何時から何時まで」と道路にも大きく書いているでしょう。それを守るように指導してほしいとの要請のお手紙を書くぐらいは、大して手間ではないと思います。例えば、そういうところから始めるというのはどうでしょうか。

教育長 実務的にはやっていると思います。私は3署の署長とはよく話をしますが、それは日常的に話をしていて、警察からも、もう少し時間を短くしてくれないかと。つまり、通過交通が生活道路に入ってくるのですね。だからスクールゾーンの時間帯も、もう少し短縮してもらわないと、地域全体の交通事故が防げないという要請も逆に受けていまして、それは教育長と署長のレベル

ではよく話をしています。

安本委員 学校へ行く時間のほんの30分でいいですからね。

委員長 このアクションプランについては、よろしいですか。先月いっばいで教育委員から意見を出すようにということで、それぞれの委員は出されているのですね。

庶務課長 ええ、ご意見をいただきました。

委員長 今日の成案にしていますので、この辺で終わりにしたいと思います。よろしいですか。今日いろいろ意見等が出されましたので、修正できる範囲については、お直しのほどよろしく願います。

では次に移りまして、「済美教育研究所の今後の運営について」ということでお願いします。

大蔵委員 これは結構なことだと思います。せっかく前から持っているのですから、活性化するのはいいと思います。これの中に、ここに入るのか、どこに入るのかわかりませんが、学力調査を国も始めまして、東京都でも既に実施をされましたが、これは全部サンプリングなのですね。やはり、杉並区としては全数調査をして、定点観測で比較ができるように、どこまで公開するかは別として実態を把握する必要があります。そういう学力調査をどういうふうにするか、ひよっとしたら、今度変わる済美教育研究所の中でできるのか。この基礎事業の充実のところを拡張して、この①「調査研究事業」の中でやるのか、それとも学力調査みたいなものは済美教育研究所とは全く異質なものであって、全く別途の組織として、例えば学務課とか、指導室が中心になってやるのか、その辺りはどうなのですか。

庶務課長 いま委員のご指摘のとおり、学力調査をどういう形でやっていくか。先ほどアクションプランに書いてあるとおりの定期的な形での調査ということも考えながら、把握の方法を含めてやっていくという中で、区だけでやれるかということも含めて、いろいろなところの力も借りてやるということ併せて、当然済美教育研究所はここに記載してあります調査研究事業の中に「重点研究対象とする」と入れてますので、その一翼を担ってやっていくという形になっています。

教育長 ほかにございませんか。

安本委員 新規事業も随分出ているし、済研側もどんどん皆様に利用していただくようになるといいと思っています。新規事業もかなりあるのですが、これはお願いですが、どうぞ予算的な措置を十分お取りいただくよう、そこをお願いしたいと存じます。

教育長 書き出しの所に大変強い違和感を持ちます。いまさら言うのは変ですが、「今後は」からの4行です。「杉並の教育力向上に向けて、その役割を一層強化するとともに」とありますが、それに続く3行というのは「杉並区教育力の向上」の件ではないのですか。というのが読んでいて素朴に疑問に思った1つです。

それから、この教育委員の4人に話すのですが、もう教育事情がここまで高度化、専門化、日進月歩のように移り変わっていく。これは文科省ばかり責められなくて、中教審もこういう事情をどう受け止めていいかが、基本的によくわからなくなってきたという感じがするのです。

そういう中で、学校教育、社会教育も含めて、杉並区の教育をどうするかというのはアクションプランにも関わることなのですが、言ってしまうと、シンクタンクみたいな、杉並区の教育はいかにあるべきかということを中心に研究していくという場が必要あるのかなのかということ、教育委員として、この済研の位置づけをどう考えていくかということも、これはこれとして、いろいろ考えていく必要はないだろうか。運営形態をどうするかということに関わってきますが、本当にいまみたいな形態で先々を見通しながら、誰が責任を持って検討していくのだろうか。何かというと〇〇総研とか、どこかに頼むということになることは、最終的には頼まざるを得ないにしても、既存事業をどうするかというのは、どこかで必要なのではないかという気がして、別に今日どうこうではありませんが、これを見ながら皆さんと今後相談させていただきたいと思った点です。

済研に関わって、行政任せということも大事ですけど、少し教育委員としてどうなるかということ、これを改めて考えるチャンスが必要なのではないか、そういう時期にきているのではないかという気がありまして問題提起をしました。

庶務課長 前段のほうなのですが、実は現在設置条例があるわけです。その中でも、別に学校教育という限定があるわけではなくて、教育の充実ということで教育という言葉を広く使っているということがあるのですね。授業の中で学校教育に関するような形ということがありまして、そういうことで、これまでの学校教育に果たしてきた部分を広く反映した形で、2か所になるのですが、「杉並の教育力」と、後ろの「教育に重点をおいた」という表現をさせていただいたものから、このような結果になったということです。

教育というのは条例上も広く考えているというのが筋だろうとは思いますが、何か工夫ができればと思いますが、なかなか知恵が回らないで大変失礼しました。

教育長 このことは率直に言って、地域区民センターの古典的な事業の競合という問題があるでしょう。そういったことを髣髴とさせて、何か済美教育研究所が巨大な教育機関にのめり込んでいくのをいかにこちらに戻しうるか、というようなトーンに思える節がないでもないものですから。まさしく後ろの「子育て支援事業」というのは杉並区の教育力の向上そのものではなかろうかということで、いまさら私が言うのも変ではありますが、私も工夫が必要だと思いました。

委員長 後段については何か、この場で意見を言わなければいけない。

教育長 いや、この問題は、いまの時点で研究所が全くなくなってしまうということの持つ意味で

すね。本当は平々凡々と普通に右肩上がりです上がっていくときには、こういうものの考え方はあまり必要ないかもしれませんが、どこかの専門の機関にお願いするにしましても、杉並の教育はこういうものだということを行政ベースで言うことと、少し探りながら専門の教育のシンクタンクのような所で、杉並の教育を自分たちが持っている、それが一緒になって専門の〇〇総研を含めて相談することだと思います。

そういったことについて、行革は行革としてそれはいいとして、教育委員の立場で杉並の教育をどう考えていくかということについての研究所の運営ということはどう考えるかということは、組織改正された後についても、教育機関として続いていく以上、委員の中で運営形態を含めてどうした方法でやるかというのと併せて。今後の課題として検討していく必要があるのではないかという気がしています。

宮坂委員 私も、いま教育長が言われて全面的にそう思います。私もよくいろいろなことを言いますが、思いつきで言うこともありますし、それに対する答で出てきた問題が「前向きに検討します」と言われ、やってくれているなというだけで、どういうふうになっているか具体的にわからない場合もあります。やはりそういうふうに専門的に、できるのかできないのか、できない場合は法律上どうしてもできないのか、技術的にできないのか、あるいは慣例上できないので、やる気になればできるのか。できることであってもいいか悪いかはまた別の問題ですから、いいか悪いかを検討する機関を済美研究所の中に作っていただければ、必要があればこちらから積極的にお手伝いすることにはやぶさかではありません。たしかに教育長の言われたことは全く賛成です。言う場所というのはここだけで、言っても、何となくその場で終わってしまう場合があるものですから。

教育長 2ページの「調査研究事業」は「既存事業の充実」としか書いてないのです。既存事業の充実ではなくして、この組織的な手直しを機に、いままでのことはいままでとして、実践的、先見的な調査研究を行う体制をどうしていくかということについて、教育委員として今後の問題を考えていく必要があるのではないかという問題提起です。ここに2、3行書いてあることをどう捉えていくかということです。

委員長 具体的な面もそうだし、それから、このようなことを言っただけはかなりの飛躍なのですが、「区立」を多少改めた形というものもあるのですね。財団法人的な行き方もあるし、もっと普及啓発を全国を相手にして発信するとか。ダイナミックに考えていく考え方もあるし、そうすると、(3)で2ページの上にある「運営組織の改編」辺りでもう一度これを土台にして、よく議論する。答申書をまとめて、今後のあり方を検討していただくというのがいちばん大事ではないかと思いません。これは、まだ保守的なものですね。

教育長 NPO団体を含めて、杉並区の教育のあり様について、心配している方々、団体というのは本当にありますから、そういう人たちの知恵を借りながら今後の問題を考えていったほうがいいのかと思います。具体的には私はあまり言いたくはないのですが、どうあるべきかということについては教育委員で話をしていく必要があるという感じがします。

委員長 今日のところはよろしいですか。これは審議というよりも報告事項ですので、今後ともよろしくをお願いします。

では指導室長から「入学式、卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱実施について」、よろしくをお願いします。

指導室長 まず経緯からお話しますが、今年の10月23日付で東京教育委員会から各区市町村の教育委員会、教育長宛に東京教育委員会が都立学校に向けて入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に通達をしました。したがって、それをお知らせしますという文書がまいりました。その後段に「今後とも学習指導要領に基づき各学校における国旗及び国歌の指導が一層確実に行われますよう指導の徹底をお願いいたします」とありました。今回都教委が都立学校に示した文書には、「適切な実施」という中に非常に詳細にわたって、実施方法等も「実施指針」という形で述べられています。

本区におきましては、実施は既にされているところですが、その実施の方法に当たってはやや課題があるということで、都の通達を受けまして、杉並区としてどうしていくかということを考えまして、いまお手元にお示したような通知文を11月5日付で各小中学校及び幼稚園に出したところです。特に2枚目の別紙に都の形に倣いまして、「実施指針」という項目を設けて、例えば国旗の掲揚の仕方や国歌の斉唱の式次第の記載の方法等詳細にわたって各学校に示したところです。私からは以上です。

委員長 どうぞ、ご質疑をお願いします。

宮坂委員 こういう細かいことをこちゃこちゃやるというのは、常識的には本来必要ないので、あえて常識を外れようとするところがあるので、こういうものが必要になってくると思いますので、東京都でやられたのであれば、これはこれで結構だと思います。内容を1つお伺いしたいのですが、国歌の斉唱について、2番に「国歌斉唱に当たっては、式典司会者が「国歌斉唱」と発声し、起立を促す」となっていますが、この「起立を促す」というのは教職員だけなのか、子どもの中には立たない者も1人、2人見かけた場合もありますし、保護者はまたそれぞれ考え方もありますので立たない方もいらっしゃるのですが、この起立を促すというのは、教職員だけで、学校の子どもたちについては及ばないのですか。

指導室長 この場合には、会場に参加している方全員です。ですから、児童、生徒、教職員、及び

保護者、地域の方々が参加していらっしゃるればその方々を含めて、ということです。

宮坂委員 ということは、立たない人がいた場合には注意するわけですね。

指導室長 いや、これは「促す」ですので、それぞれの信条等で、教職員は職務ですので別ですが、例えば児童、生徒及び保護者の方の中にご起立されない方がいても、それは促すだけでして、そこから先どうこうということはありません。

宮坂委員 子どもたちに対してもですね。

指導室長 そのとおりです。

委員長 これは通達を委員会にかけたということですので、よろしいですか。これは常識的に受け取っていいかと思います。では最後に「教育委員会の共催・後援名義の使用承認一覧について」です。

指導室長 いまの宮坂委員のご質問に対して、ちょっと修正をさせていただきます。いま、この通知文で示した内容は、各学校長宛に教職員の職務について通知した文ですので、先ほどの別紙の2（2）、これについては、この通知文においては教職員のみを対象としているということで訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

社会教育スポーツ課長 「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」についてご報告をします。

お手元の資料をご覧くださいと思います。今回の10月分につきましての承認件数等については、記載のとおりです。新規、定例の別でいきますと、10月分の合計が定例32件、新規9件、合計41件。共催、後援の別でいきますと、共催21件、後援が20件ということになっています。新規の担当課については、社会教育スポーツ課本庁分が2件、社会教育センター分が6件、庶務課が1件、合計9件ということになっています。

新規のものについてご説明します。1ページNo.1、新規共催、これは「土曜日学校」ということで、西田土曜クラブ実行委員会が行うものです。ピアノ演奏、オペラ等。これについては第1回目、そのほかに英会話、野球教室等が続いて行われる事業に予定をされています。

No.2が新規後援、ラピュタアニメーションフェスティバル実行委員会が行います「第4回ラピュタアニメーションフェスティバル」です。こちらは阿佐谷の北にありますラピュタ阿佐ヶ谷の映画館で開催するフェスティバルです。

2枚目のNo.3、社会教育センターの分です。こちらの新規共催6件、No.1からNo.6については家庭学級です。No.1高井戸第四小学校のPTA、これは「読み聞かせ学習会」ということで行います。No.2の高南中学校のPTA、こちらは「地域とふれあい、心のゆとりを求めて、植物画を描こう。」ということで、植物画を描くことによって、交流を図っていくという趣旨の事業です。No.3の母と子の生活研究所、これは「子育て支援保育講座」ということで、子育てを心豊かにと

というようなことで行う家庭学級です。これは未就園児の親と子どもを中心として行う家庭学級です。この母と子の生活研究所という団体については、各地で子育ての支援の活動をやっている団体です。子育ての講座であるとか、親子の集い、こういったものを行っています。No.4は済美小学校のPTAが行います「子供と本を結び、共に楽しむ会」ということで行うものです。No.5については高円寺北幼稚園父母と教師の会が行います講演会等です。中心として行う『命』、生きていく為に必要なこと」というテーマで行います。No.6が杉並第四小学校のPTA、「日本の伝統文化と現代の教育」というテーマで行うものです。

その裏については、庶務課で行う新規後援事業です。エコクラブ杉並が行います「ソーラーサッカーインストラクター（初級）養成講座」ということで堀之内小学校を会場に行うものです。私からの後援共催についてのお知らせは以上です。

委員長 ご質問等ございましたらお願いします。

特にございませんか。では、報告をお聞きし了承したことにいたします。

以上で報告事項の聴取をすべて終わりましたので、本日予定されました日程はすべて終了しました。これで本日の会議を終了します。